

第1回

岡山県車両電気配線装置製造業 最低工賃専門部会

令和4年2月18日

岡山労働局労働基準部賃金室

家内労働者とは

- 家内労働法2条2項
- 製造・加工業者や販売業者またはこれらの請負業者から委託を受けること。
- 物品の提供を受け、その物品を部品・附属品または原材料とする物品の製造、加工などに従事すること。
- 委託業者の業務の目的である物品の製造加工などを行うこと。
- 主として、労働の対償を得るために働くものであること。
(大規模な機械設備を設置して企業的に仕事を行う者でない)
- 本人のみ、または同居の家族と仕事をする(他人を使用しない)。

委託者とは

- 家内労働法2条3項
- 製造、加工業者や販売業者またはこれらの請負業者であること。
- その業務の目的物である物品について、仕事を委託すること。
- 仕事を委託するときに、原則として、原材料などの物品を提供して、その物品を部品、附属品または原材料とする物品の製造、加工などを頼むこと。
- 家内労働者に直接仕事を委託すること。

最低工賃について

- 家内労働法8条
- ①労働局長は、一定の地域内(岡山県内)において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、②地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、③当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定(改正、廃止)することができる。

最低工賃額について

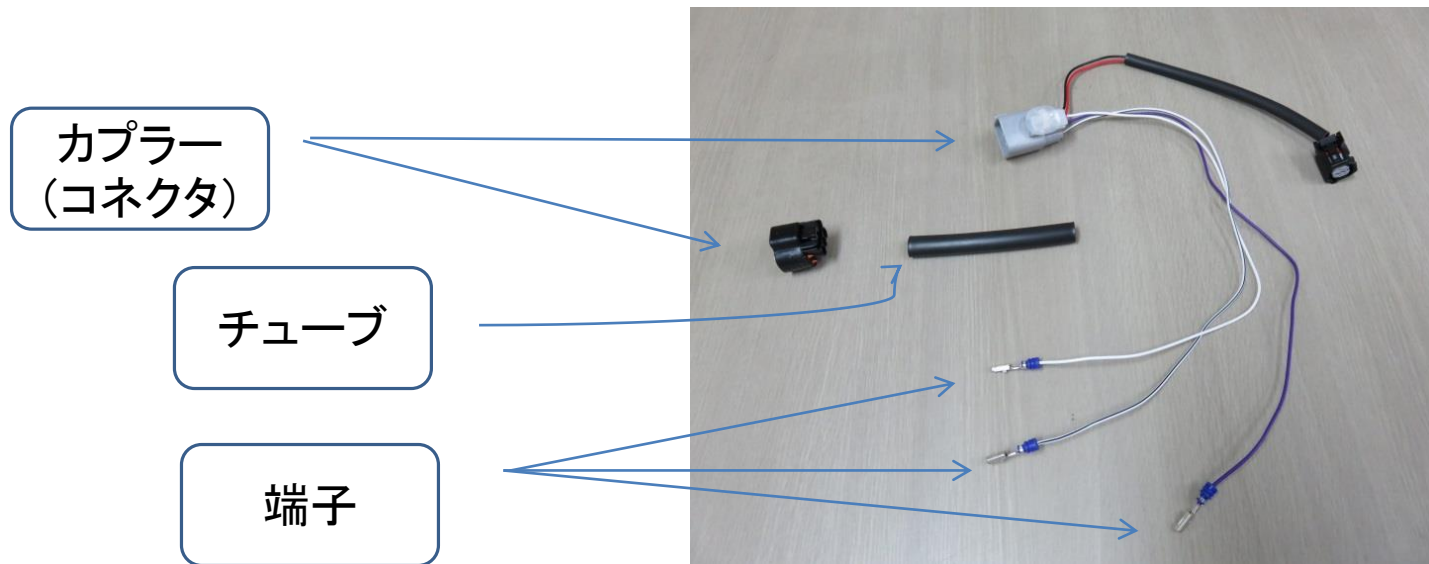
- 家内労働法13条
- 最低工賃は、県内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金）との均衡を考慮して定められなければならない。
- 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工に係る物品の一定の単位によって定める。

最低工賃の決定・改正状況

- 平成7年4月1日、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃を新設。
- 改正経過（発効年月日）
 - 平成10年4月1日
 - 平成13年6月23日
 - 平成23年3月1日
 - 平成30年3月1日

車両電気配線装置

車両電気配線装置(ワイヤーハーネス)は、自動車に搭載された電子機器に電力と信号を伝送する電線の束。



委託者、家内労働者の声

[委託者]

- ・経営状態は厳しく委託工賃は据え置き、最低工賃の改正は困難。
- ・発注元の単価が上がらないので据え置き。
- ・県最賃が上昇しているので改正が必要と思うが、加工単価は下降傾向にある。
- ・経営状態を考慮すると改正は困難と思う反面、個人の能力に応じて価格を見直すべき。

[家内労働者]

- ・1時間作業で収入が180円と安く、300円くらいいただきたい。
- ・コロナで仕事量が減って家計が苦しい。もう少し内職者のことを考えてほしい。
- ・寒いとテープ巻きが固くなって作業がはかどらず難しい。
- ・時間がかかる割に少し安いと思う。
- ・工賃はあまり気にしていない。配達していただけるのでありがたい。
- ・病院代もかかり、もう少し工賃が高ければ。
- ・先端が金具で手先が痛くなる。作業が細かく目が疲れる。手作業は楽ではない。
- ・仕事量に波がある。ミスしないよう気をつけており、その点も考えていただきたい。